

復興支援・災害対策を継続していく宣言

2023（令和5）年7月1日

東京弁護士会法友会
幹事長 相川泰男

宣言の趣旨

法友会は、東日本大震災発災を機に「東日本大震災復興支援特別委員会」（改称前）を立ち上げて以降、被災者に寄り添い、被災者の目線で被災者のために活動することを原点として、「現場」重視の観点から、東日本大震災を始めとして広く災害の復興支援と将来の防災・備災・減災を目的とする活動を行ってきた。

1995（平成7）年1月17日には阪神・淡路大震災が、2011（平成23）年3月11日には東日本大震災が、近年も局地的な豪雨や地震など様々な自然災害が頻発し、これら災害からの復興の多くがいまだ道半ばである。また、本年は1923（大正12）年9月1日に発生した関東大震災から100年にあたる。関東大震災の地震規模はマグニチュード7.9とされ、多数の死者・行方不明を出し、当時の国家予算約14億円に対し経済被害は約55億円という甚大な被害を及ぼしたことは、今も大都市災害の教訓として後世に遺していく必要がある。

さらに、SNSが発達した現代においては災害時の流言やマイノリティに対する迫害によるさらなる人災の発生がより深刻な問題となりかねない。また、仮設住宅等における女性、子ども、外国人、障がい者、LGBTQなどいわゆる社会的弱者や状況的弱者の保護という課題も被災地の現実として存在する。

これら災害の記録や経験を踏まえ、継続的な復興支援と将来発生する災害への備えの重要性に鑑み、法友会は、今後も被災者・被災地に寄り添い、時間が経過しても精神的にも生活面でも苦しんでいる方のいることを忘れることなく、東日本大震災をはじめ各地の被災者・被災地の支援・復興のための取り組みを継続するとともに、災害法制の研究・提言、防災・災害法制に詳しい法律専門家たる弁護士の育成とその知識の普及に努めることを決意し、ここに宣言をする。

宣言の理由

第1 はじめに

- 1 法友会「災害対策復興支援委員会」（以下、「当委員会」という。）は、2011（平成23）年の東日本大震災発災を機に設立された単年度毎の「東日本大震災等復興支援特別委員会」（2016（平成28）年の熊本地震発災を機に「等」の文字が加筆された。）として、東日本大震災の復興支援を主たる目的とした活動を続け、東北3県だけで20回余に亘る被災地訪問を重ねてきた。令和3年度には、「災害対策復興支援委員会」と改称したうえ、都市型災害の被災地の復興を学ぶために神戸市を訪問するなど、広く東日本大震災以外の災害も視野に入れた復興支援と防災・備災・減災を目的とする活動の双方を継続的に行ってきた。
- 2 2020（令和3）年初頭からの新型コロナウイルス感染症蔓延により、活動を自粛せざるを得ず、現地訪問による支援活動であった被災地訪問は控えたところではあるが、令和5年5月8日付けで新型コロナウイルス感染症が、感染症法上、5類感染症に分類されたことを踏まえ、接触型の支援活動を本格的に再開し、復旧復興支援の活動を継続するとともに、防災・備災・減災のための活動や提言を一層推進していく決意である。

第2 活動を継続すべき理由

- 1 東日本大震災及びこれにより発生した福島第一原子力発電所事故については、発災から12年を経過した。

現在も避難者数は約3.1万人を数え（2023（令和5）年3月7日現在 復興庁発表）、避難先に定着した人々、被災地に帰還した人々もおられるが、未だ多くの人々が災害前の生活を取り戻せていないことは、数字だけを見ても明らかである。

このように被災者にとっては、未だ復興は途上にあり、被災者の生活再建が求められる状況はなお続いている。

法友会には、未曾有の大災害直後から、継続的に被災者支援を継続してきた知見が集積され、また、政策立法提言の立法化が評価され、被災地自治体である岩手県知事からの感謝状の授与や、復興住宅への避難者から直接交流再開の要望を受けたりするなど、地道に被災者や被災地自治体との信頼関係を築いてきた実績がある。法友会は、その実績を生かして、残された様々な課題に取り組み被災者の救済策を探り被災者支援を継続する覚悟である。そして、東日本大震災を通じて得た知見を将来の首都直下型地震など、今後の防災・備災・減災に役立てるべく、災害法制改善の提言及び災害法制に明るい法律専門家たる弁護士の育成・輩出をし、それと共に、防災・災害法制、災害のたびに拡充する支援制度に関わる知識の普及といった活動を通じて社会に貢献することが、その使命であると考え
- 2 また、日本は災害大国と言われることがあるほど、全国のあちこちで災害に見舞われ、多数の死傷者や行方不明者、住家の倒壊や損傷により住民の生活が奪わ

れる事態が発生している。

2021（令和3）年には静岡県熱海市における土石流災害、昨年は令和4年台風15号により静岡県を中心として大きな台風被害が生じ、直近でも本年5月5日には石川県能登地方において最大震度6強の地震、同月11日には首都圏近郊の千葉県南部を震源とする最大震度5強の地震が発生するなど、災害の日常化とも呼ばれる状況が生じている。

このように首都圏のみならず日本各地で新たに発生する災害についても、今までに集積してきた知見や被災者支援の輪をいわば両輪として活用していくことで、今後も、法友会として積極的に復旧復興支援の活動を行うとともに、真の災害復興や災害対策に向けた法整備を一層推進すべく、防災・備災・減災のための活動や提言を継続していくべきである。

第3 災害復興まちづくり法制

東日本大震災のような広範囲に被害をもたらす大震災や局地的かつ突発的な豪雨は、人々の生活基盤であるまちを破壊し、生活を脅かす。被災者は、住み慣れた故郷を離れざるを得ない場合や、被災地にとどまる場合でも生活基盤である住居の確保に困難を強いられる。被災者は、災害救助の支援を受けた後においても、中長期的視点に立って復興、生活再建を行う必要があり、被災地域での生活再建には産業の再生も必要となるが、これらは、個人の努力によるには限界があり、基盤として公平かつ効率的な行政活動による災害復興まちづくりが行われなければならない。その過程で、被災者が真の意味で救済されるための「人間の復興」の視点からの法整備や、それに基づく行政による災害復興まちづくりが行われることが必須であり、法律の専門家であり公平・公正さの視点を持つ弁護士もそこに積極的に参画していかなければならない。

とりわけ、首都直下型地震によって大規模集合住宅であるマンションが被災した場合に、倒壊による二次被害を避けるとともに、居住不能となった全壊、半壊建物について、建替えを容易にするためのいわゆる被災マンション法の整備や土地収用法、土地区画整理法などの復興まちづくり法制が機能するように発災前の現時点から研究を行っていく必要がある。

法友会は、今後も現状の法制度の不備や問題点を調査し、被災者が真の意味で救済される「人間の復興」を実現できるように災害復興まちづくり法制について立法提言を行うなど、被災者の生活再建と被災地の災害復興まちづくり法制の実現に向けて活動を継続していく。

第4 災害対策法制

東日本大震災を機に、行政における津波防災のあり方は、「人命が第一」との認識のもと、「一線防御」からハード面の整備とソフト面の施策を総動員する「多重防御」への転換が図られ（「東日本大震災からの復興の基本方針」2011〔平成

23〕年7月29日復興庁東日本大震災復興対策本部参照)、東日本大震災の経験を踏まえ制定された「津波対策の推進に関する法律」(同年6月24日施行)においても、各地方自治体に対し、ソフト面・ハード面における津波対策の努力義務が規定された。また、津波災害のみならず、昨今は、集中豪雨や台風の被害の激甚化により、我々のこれまでの経験からは予測もつかない規模の災害が頻発しており、誰しもが気象災害における“被災者”になり得る状況にある。さらに、首都直下型地震など首都圏が被災地となる大地震が発生した場合には、仮設住宅の建設場所確保の観点から生じる被災者の大規模疎開や、多様かつ膨大な在宅被災者の迅速な把握や支援と個人情報保護法制との調整など、大都市圏固有の検討課題も想定し得るところである。

このように、災害対策法制の不断の見直しの必要性がこれまで以上に高まっている中で、当委員会では、過去に立法提言を行い、主導的に施行規則の改正という成果へと繋げた気象業務法のほか、災害対策基本法や津波防災の推進に関する法律などについて、引き続き、被災地目線での制度運用に係る調査・研究を実施するとともに、災害対策の領域における各種法的な課題などに関する知見・スキルを活かし、災害対策を担当している行政職員や技術者、メディア関係者、あるいは広く国民に向けて、災害現場の多様な実態や教訓が災害対策法制に適時適切に反映されるように活動を継続していくべきである。特に、気象業務法については、本年2月24日付けで、土砂崩れや洪水などの気象予報業務に民間事業者が参加しやすくなる改正案が閣議決定されたところ、このような改正は、これまでの国の気象行政に係る立場(単一の発信元からの責任ある情報提供(シングルボイス)の重視)を、研究機関や民間気象事業者などによる、新たな技術の研究開発や防災上の多様なニーズに応える予報の提供との調整に向けて一部見直す趣旨を含むものであり、災害法制に詳しい法律専門家たる弁護士による発信や提言の必要性が高いフェーズを迎えたといえる。

第5 結語

本年5月5日に発生した石川県能登地方の地震は、ゴールデンウィークの連休中に発生したものであり、まさに災害が、いつ・どこで発生するかわからないことを改めて浮き彫りにしたといえる。

10年以上が経過した東日本大震災ですら未だ問題が山積しており、現代社会における災害は一度発生すると復興に多大な時間とコストがかかるだけでなく、被災した市民の痛みや苦しみが長期間続くことになる。法友会は、これからも被災者に寄り添い、被災者の目線で被災者のために活動することを原点として、「現場」に行って現場の方々のお話を伺い、現場の客観的な状況を見聞きするなどして、被災地・被災者が真に必要なことを実現すべく活動していく。

法友会の拠点である東京が関東大震災から100年を迎えるのを機に、法友会は今後も災害対策と復興支援に向けた活動の歩みを止めることなく、むしろ、これま

で以上に災害法制や各種支援制度に詳しい法律専門家たる弁護士の育成と、防災・備災・減災に関する知見の承継に努めつつ、災害に見舞われた市民に寄り添いながら、その抱える課題に全力で取り組み、支援を継続する決意を改めてここで宣言するものである。

以上